

「すくよか友の会 契約約款」

第1条（約款の適用範囲）

株式会社アズ倶楽部（以下、当社といいます）が、お客様と締結する代金前払方式による当社取扱商品の割引購入権販売契約（以下、「すくよか友の会契約」といい、対象である割引購入権を単に「購入権」ということがあります）は、この約款の定めるところによります。ただし、当社がお客様との間で書面によりこの契約の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条（契約の申込み）

1.当社に、すくよか友の会契約の申込みをしようとするお客様は、次のいずれかのプランを選択のうえ、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社に提出していただきます。フリープランについては、お客様は、インターネットを通じて、当社のホームページに接続し、すくよか友の会契約申込用ページに所定事項を入力し、所定の手続で当社に送信していただくことによっても、すくよか友の会契約のお申込みができます。

（1）フリープラン

お客様が当社に随時、割引購入権代金をお支払いになり、お支払い日の翌日以降、購入権を当社取扱店取扱商品の購入に使用できるプランです。

1口5500円とし、1口以上入金いただきます。

購入権代金のお支払いは、当社が指定する銀行口座に振り込みしていただく方法です。

2.未成年者、成年被後見人等の制限行為能力者につきましては、お申込みいただけません。万一、これらの方がお申込された場合又は契約締結後にこれらの方によるお申込みであることが判明した場合、当社は、お申込みのお断り又は契約の解除を行うことができるものとします。

第3条（契約の成立）

"

すくよか友の会契約は、当社が、前条の申込書を受理した後、当社が承諾したときに成立します。インターネットを通じてのお申込みの場合には、すくよか友の会契約は、当社の

送信した承諾通知がお客様に到達したときに成立します。

第4条（クーリング・オフ制度）

1. お客様が、すくよか友の会契約を締結された場合は、お申込み日を含めて8日間は当該契約の申込みの撤回または当該契約の解除（以下、両者をあわせて「申込みの撤回等」といいます）をそれぞれ書面により行うことができます。インターネットを通じて申込まれたお客様は、当社のホームページ上に記載したインターネットを通じた方法によっても、上記期間内に、申込みの撤回等を行うことができます。

2. 前項の申込みの撤回等の意思表示をしようとするお客様は、所定の解約申込書に所定の事項を記入し、申込書に自署したのと同じ署名をし、当社（インターネットを通じて申込まれたお客様は、当社のホームページ上に定める宛先）宛に提出していただきます。この場合は、解約申込書を当社が受領したときに申込みの撤回等の効力が生じます。

3. 第1項の申込みの撤回等の意思表示を郵便でしようとするお客様は、契約の申込みの撤回等を行う意思を明記し、お客様の住所・氏名を記入し、申込書に自署したのと同じ署名をした書面を、当社（インターネットを通じて申込まれたお客様は、当社のホームページ上に定める宛先）宛に書留郵便にて送付していただきます。この場合は、書留郵便に付された消印日がお申込日を含めて8日以内のときに限り、書留郵便に付された消印日に申込みの撤回等の効力が生じます。

4. 当社は、すくよか友の会契約が第1項の規定に基づいて申込みの撤回等が行われた場合に、お客様からすでに購入権代金のお支払いを受け、かつ、当社が求める本人確認がなされた場合、お支払いを受けた金額全額を現金にて払戻しいたします。

なお、払戻金には利息を付しません。

第5条（購入権代金等）

1. お客様は、すくよか友の会契約成立のときから、当社に対し、購入権代金を、当社が指定する銀行口座振り込みにて支払うことができます。

2. 当社は、前項のお支払いを受け、当社がその入金を確認後、お客様に対し、所定の取扱商品に対する割引購入権を、お申込みになられたプラン（コース）

ごとに定められた期日までに付与します。

3. 当社は、お客様が購入権代金をお振込みによるお支払いの場合には、振込した時にATMから発行される「振込証明書（web振込の場合は振込完了画面）」をもって、それぞれ購入権代金の領収書に代えさせていただきます。

第6条（購入権の行使とサービス額の付与）

1. 当社は、すくよか友の会契約成立後、お客様に対し、所定の手続終了後に、会員番号成立後、お客様に対し、所定の手続終了後に、会員番号を通知します。

2. お客様は、フリープランの場合はすくよか友の会契約成立後、会員番号と当社の定めるご本人を証明する書類を所定の方法で示すことにより、当社取扱店において購入権を行使して当社の所定の取扱商品を購入することができます。

3. 購入権は、当社がお客様から支払いを受けた購入権代金の総額とします。購入権は、当社がお客様から支払いを受けた購入権代金の総額とします。

4. 購入権を行使されるに当たっては、お申込みになられたプランごとに、次のとおり計算したサービス額相当額を購入される当社の所定の取扱商品の価額から割り引きます。

（1）フリープランの場合

当社がお支払いを受けた購入権代金のうち、お支払いを受けた日の古い順に、購入される取扱商品の価額相当額に対し、その各お支払いを受けた日から各購入権行使の日の前日までの間について、所定の料率を乗じて算出した額の合計額をサービス額とします。

5. 購入権は、購入される当社所定の取扱商品の代金からサービス額相当額を控除した購入権は、購入される当社所定の取扱商品の代金からサービス額相当額を控除した残金のお支払いに、その未使用残額を上限として利用することができます。なお、残金のお支払いに、その未使用残額を上限として利用することができます。なお、購入権とサービス額の残高は、利用の都度その利用金額分が減額されます。購入権とサービス額の残高は、利用の都度その利用金額分が減額されます。

6. 第4項に定めるフリープランの場合のサービス額算定に当たって使用される料率は、契約期間中であっても、お客様の承諾を得ることなく、当社が料率変更を当社所定の方法により告知し、変更することがあります。

7. 購入権は、フリープランの場合はお客様が購入権代金の最後のお支払いをされた日から、利用されないままに10年を経過したときは時効により消滅し、当社はおお客様の購入権の行使を引き受ける責を免れます。また、最後の購入権の行使の日から、利用されないまま10年を経過したときも同様とします。
8. 前項の定めに基づき購入権が消滅した場合には、当該購入権について付与されたサービス額も同時に消滅するものとします。
9. 当社は、お客様が購入権を利用して商品を購入される都度、ご利用票を発行します。お客様が、あわせて購入権を利用して購入された商品についての領収書の発行を希望される場合は、第4項の定めにしたがい当該商品代金からサービス額相当額を割り引いた残金について発行します。
10. お客様が購入権を利用して購入された旅行等の商品につき、取消・返品が認められる場合であっても、代金は利用済みの購入権をもって清算し、現金での清算はいたしません。
11. 購入権は、第8条第1項、第3項、および第9条第1項、第2項による以外、現金による払戻しはいたしません。

第7条（本人確認と免責）

1. 当社は、お客様の購入権行使に際して、前条第1項に基づく会員番号と本人であることを証明する当社が定める書類のみに基づいて、お客様の本人確認をいたします。ただし、お客様が、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段をご利用される場合は、お申込みの際にあらかじめ提出されたお客様の情報に基づき、当社所定の方法により、お客様の本人確認をさせていただくことがあります。
2. 当社は、前項の定めに基づき、お客様の本人確認ができた場合は、お客様が購入権を行使されるものとみなし、購入権行使に関するお客様に対する一切の責を免れます。
3. お客様は、会員番号とインターネット登録のパスワードを厳重に管理しなければならず、当社は、会員番号とパスワードのお客様から第三者への漏洩につき、何ら責任を負いません。

第8条（契約の解除）

1. お客様は、当社の責に帰すべき事由により、当社が購入権の行使を受け容れられなくなったときは、すくよか友の会契約を解除することができます。
2. 当社は、フリープランの場合において、当社がお客様への会員番号の通知を発送した日から30日以内にお客様が購入権代金のお支払いをされないときは、すくよか友の会契約を解除することがあります。
3. お客様は、海外に移住された場合等、日本国内において、購入権の行使ができないと思われるやむを得ない場合には、すくよか友の会契約を解除することができます。解除申請の際、当社の定めた書類の提出が必要となります。
4. 当社は、フリープランの場合において、当社がお客様への会員番号の通知を発送した日から180日以降よりお客様から解約することができます。その際、解約手数料として15%を差し引いた金額と返金の際振込手数料を差し引いた金額をお客様が指定する銀行口座へ振り込みさせていただきます。

第9条（解除の効果）

1. 当社は、前条第1項に基づき、すくよか友の会契約が解除されたときは、未行使の購入権の購入権代金と、その購入権代金に対し支払われた日から払戻日までの間について、法定利率を乗じて算出した金額の合計額を、お客様に現金にて払戻しいたします。
2. 当社は、前条第3項に基づき、すくよか友の会契約が解除されたときは、未使用の購入権相当額を、お客様に現金にて払戻します。

第10条（申込書記載事項等の変更）

1. お客様は、お申込みの際に当社に提出またはインターネットを通じて送信されたご連絡先住所、氏名などに変更があったときは、直ちに所定の申込書に変更事項をご記入のうえ最寄りの当社取扱店に、またはインターネットを通じて当社に変更事項を届出しなければなりません。

2. 前項の届出がない場合その他お客様の責に帰すべき事由により、当社からの通知、送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

第 11 条（権利譲渡の禁止）

すくよか友の会契約に基づきお客様が取得する当社に対する権利は、購入権を含めて、譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

第 12 条（当社取扱店所定の取扱商品）

1. 購入権行使の対象となる、当社取扱店所定の取扱商品は、下記のものとなります。

●購入権によりご購入いただける商品

当社募集型企画旅行、当社による宿泊手配をとまなう手配旅行、国際航空券、その他当社が定めるもの

2. お客様が、すくよか友の会契約をお申込みになった時点において、当社が購入権行使の対象として取扱いしていた商品を、その後当社の都合によりお客様に通知することなく取扱いをやめることがあります。

第 13 条（業務委託の同意）

当社は、すくよか友の会契約に基づく業務の一部または全部を、当社が選定した第三者に委託することがあります。

第 14 条（個人情報の保護と利用）

1. お客様は、すくよか友の会契約申込み時または第 10 条第 1 項に基づく届出時に、当社に提出またはインターネットを通じて送信した個人情報（申込時および届出時にお客様が記入または入力する属性等の情報をいい、以下同様とします）の収集、利用または提供に関し、以下の各号に同意するものとします。

- (1) 当社が、取引上の判断のために、収集し利用すること。
- (2) 当社が、すくよか友の会契約に基づく業務処理のために利用すること。
- (3) 当社が、正当な事業活動に利用するため、お客様に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。

2. 当社は、お客様の個人情報を注意して取扱い、その保護に努めます。

3. お客様は、当社に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

4. お客様は、当社に対しお客様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、お客様の個人情報の内容が、不正確または誤りであることが明らかになったときは、お客様は、当社に対し、書面をもってその訂正または削除を求めることができます。

第 15 条（購入権代金の支払い可能期間）

すくよか友の会契約フリープランの購入権代金の支払い期間は、契約の成立日から第 6 条第 7 項に定める時効の成立までの期間とします。

第 16 条（管轄裁判所）

すくよか友の会契約に関する当社とお客様との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

第 17 条（約款の改正）

このすくよか友の会契約約款は、お客様の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の通知後に、お客様がすくよか友の会契約に基づくお支払いをされた場合または購入権を行使された場合は、改正に同意されたものとみなします。

2025 年 2 月現在